

## 該 非 判 定 書

作成責任者

会社名:IARシステムズ株式会社

役職:代表取締役社長

氏名:原部 和久

電話番号:03-5298-4800

## 対象貨物・役務

USB ドングル  
IAR Systems AB 製

## 判定 (2024.9.8施行法令準拠)

輸出令別表第一の	1 項～15 項	非該当
同	16 項	該当
外為令別表の	1 項～15 項	対象外
同	16 項	対象外

## 判定理由

標記貨物は、ソフトウェアの提供に付随して当該ソフトウェア使用者に提供されるものである。これに、ライセンスされたソフトウェアに対応するコードが暗号で記録されていて、これを USB ポートに挿入時のみ当該ソフトウェアを使用できる仕組みとなっている。ソフトウェアに付随して提供されるため、型番等は存在しない。

## 輸出令について

暗号装置は輸 9(7)で規制され、「データの機密性確保のための暗号機能」を有することが該当要件の一であるところ、この用語の定義において、認証や著作権管理を目的とするものは除外されている。(運用通達) によって、本項番に非該当である。

他に検討すべき項番はないため、標記貨物はリスト規制について非該当と判定する。

## 外為令について

対象貨物には、技術データ・プログラムの類は付属しない。よって、外為令別表については、対象外と判定する。

## 添付資料

1. 項目別対比表 (全 1 頁)

## 輸出貿易管理令 別表第一 項目別対比表 (該非判定用)

2024.9.8 施行法準拠

## 認証と著作権保護

貨物名：USB ドングル

メーカー名：IAR Systems AB

型及び銘柄：型名なし

9(7) 暗号装置又はその部分品	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第8条 輸出令別表第一の9の項の 経済産業省令で定める仕様のもは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、 次のイからホまでのいずれかに該当するもの (第3条第十九号ハ(二)2、本号へ、第十一号又は 第10条第五号イに該当するものを除く)	【 × 】 《 》		
イ 対称アルゴリズムを用いたものであって (中略) 又は非対称アルゴリズム (アルゴリズムの安全性が、次の (一)から(六)までのいずれかに該当する困難性に基づくもの に限る。)を用いたものであって、 データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計 し、又は改造したもの (カッコ内省略) のうち、 次の(七)から(十)までのいずれかに該当するもの ( (十一) から (二十) までに該当するものを除く。 )	[ × ] 《 》		暗号機能は認証と著作権保護にのみ用いられる。
(一) ~ (二十) 略			
ロ 暗号有効化の手段を用いることによるのみ、 ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもので あって、次のいずれかに該当するもの (以下略)	[ × ]		常時有効
ハ 量子暗号を用いるように設計し、又は改造したもの	[ × ]		量子暗号は使用していない
ニ 次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術の ための (以下略)	[ × ]		ウルトラワイドバンド変調技術は 用いられていない
ホ スペクトル拡散のための拡散符号の生成 (周波数ホッピング のためのホッピング符号の生成を含む。) に 暗号技術を用いるように設計し、 (以下略)	[ × ]		スペクトル拡散は用いていない

判定結果

□該当

■非該当

作成責任者：(作成年月日：2024年9月8日)

会社名 IARシステムズ株式会社

所属・役職 代表取締役社長

(フリガナ) ハラベ カズヒサ

氏 名 原部 和久

電 話 03-5298-4800

該当項番

① 輸出令別表第一の項番 [ ]

② 貨物等省令の条項等の番号等 [ ]

[ ]

[ ]